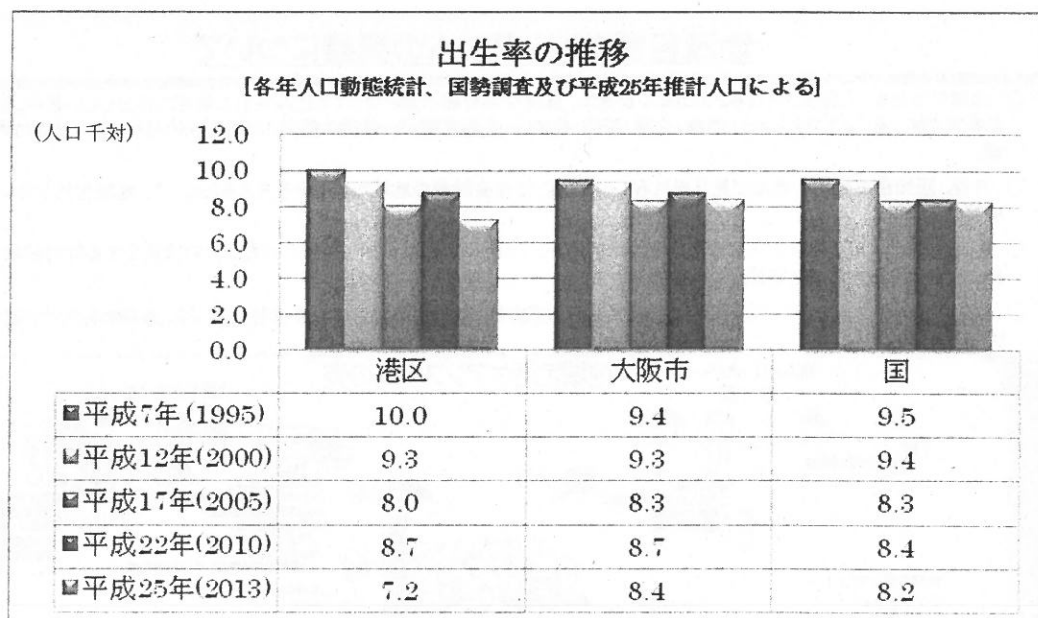


今後とも、妊娠・出産・育児期を通じた切れ目ない支援と相談窓口の充実を図るとともに、低年齢児の保育所入所枠の確保等により子育てしやすい環境を整備することとあわせて、港区の魅力を積極的に情報発信することにより子育て世代の居住を促進します。



また、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給資格者数は、平成27(2015)年3月末現在で1043人となっています。平成25(2013)年3月末現在1118人と比較すると減少傾向にあります。

ただ、平成24(2012)年における子どもがいる現役世帯全体の相対的貧困率が15.1%であるのに対し、ひとり親家庭の相対的貧困率は54.6%と非常に高い水準にあり、依然として経済的に厳しい状況に置かれていることがわかります。また、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うひとり親の精神的・経済的な負担は大きいといえます。

特に母子家庭の母の場合、結婚・出産等で就業が中断し、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったことなどから、自らの条件に合った就職や再就職が難しいことも多く、就業している場合でも時間的・精神的・経済的余裕が少ないため、社会的に孤立するケースが見受けられます。

港区では、平成25(2013)年度からひとり親家庭が子育てと就業を両立し自立した生活を営むことができるよう、ひとり親家庭サポーターによる就業支援の強化やハローワークと連携した夜間相談会の開催等、自立支援に力を入れてきたところです。さらには、就業相談や子育て、就労支援サービス

情報のメールマガジンによる定期的な情報提供を行っています。

今後とも、関係機関と連携したきめ細やかな就業相談や子育て・生活支援などによりひとり親家庭を総合的に支援していきます。

3. 障がい者の自立支援

平成 26(2014)年度の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳が 5,869 人、療育手帳が 877 人、精神障がい者保健福祉手帳が 837 人となっています。ここ数年の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあります。平成 18(2006)年度と比べると、身体障がい者手帳及び療育手帳の所持者数は 10~40%の増加率であるのに対し、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は 413 人から 837 人へと 2 倍を超える大幅な増加率となっています。

障がい者の自立と社会参加を一層推し進めるためには、施設中心の支援から、地域生活の中での自然な交流を通じた、障がいのある人ない人の相互理解をより促進することが重要です。また、障がいのある人の社会参加の促進にともなう多様なニーズに対応するため、生活関連施設も含めたバリアフリーを進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

また、発達障がいのある子やその保護者が抱える問題は、その子どもの個性や発達の状況等によって多様であることから、その子や家族に応じたきめ細かな支援が必要です。安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一つとして、できるだけ早期の段階から、就学前、学齢期を通じた適切な発達の支援、障がいのある子どもを抱え悩んでいる保護者が気軽に相談できる支援体制を構築する必要があります。

平成 24 年 4 月より障がい児・者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくため、相談支援にかかる法改正が行われました。そのなかで障がい福祉サービスの支給決定のプロセスの見直しとして、平成 27 年 4 月より全てのサービス申請時にサービス等利用計画案の添付が義務付けられ、一部セルフプランも認められているものの、相談支援体制の強化が求められています。港区における平成 26 年度 3 月末現在の障がい福祉サービス受給者数は 787 人、障がい児通所サービス受給者数は 121 人となっており、計画相談支援及び障がい児相談支援を利用している人は、計画相談支援が 36 人で 4.6%、障がい児相談支援が 29 人で 24.0%でした。平成 27 年度にはいり、相談支援事業所の増加にともない利用率も上昇していますが、よりニーズに合ったサービスの利用